

年分

農業所得収支計算月別集計表

(裏面の説明などを参考にしてください。)

◆収支内訳書への転記番号・記号

科目		月別												小計	合計				
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月						
収 入	①	販 売 金 額 (農 協 金 額 (農 協 以 外)														①			
	②	家 事 消 費 費																②	
	③	雑 収 入																③	
	収入合計																		
経 費	⑧	雇 人 費														⑧			
	⑨	小 作 料 ・ 賃 借 料														⑨			
	⑫	利 子 割 引 料														⑫			
	イ	租 税	固定資産税 (農地・納屋等)														イ		
		公 課	そ の 他																
	ロ	種 苗 費														ロ			
	ハ	素 畜 費														ハ			
	ニ	肥 料 費														ニ			
	ホ	飼 料 費														ホ			
	ヘ	農 具 費														ヘ			
	ト	農 薬 衛 生 費														ト			
	チ	諸 材 料 費														チ			
	リ	修 繕 費														リ			
	ヌ	動 力 光 熱 費	電 気 料	動力 一般													ヌ		
			水 道 代																
			ガ ソ リ ン																
			軽 油 ・ 灯 油																
		混 合 油 ・ オ イ ル																	
	ル	作 業 用 衣 料 費														ル			
ヲ	農 業 共 済 掛 金														ヲ				
ワ	荷 造 運 賃 手 数 料														ワ				
カ	土 地 改 良 費														カ				
ヨ															ヨ				
タ															タ				
レ															レ				
ソ															ソ				
ツ	雑 費														ツ				
経費合計																			

- 【注意】
- 1 経費の科目が分からないものは、経費欄の空欄や雑費に計上してください。雑費の内訳がわかるようにしてください。
 - 2 農業用の建物・車両・農機具などで取得価額が10万円以上のものは『減価償却費』として必要経費に算入できますので、契約書や領収書などを申告会場へお持ちください。
 - 3 生活費分は農業の経費になりません。農業用、生活用の両方に関する経費は、合理的に計算して生活費分を除いてください。
 - 4 肉用牛がある場合は、米や野菜などとは別の用紙に記入されるか、同じ用紙に記入される場合は、2段書きなどとして区別してください。

収支差引計

(減価償却費は除く)

農業所得の収入と経費の説明や注意点

収入	①	販売金額	農協などへの米や野菜、花などの販売金額、自主流通米の精算金、米や野菜、花などの個人や業者への販売分、市（いち）などへの出荷売上金額、農協以外へ販売したものの代金、くず米、もち米、家族名義などの販売分、預貯金通帳などへの振込入金などを計上する。	
	②	家事消費費	家事消費分（保有米、縁故米、野菜）や現物支給による米の事業消費分を計上する。	
	③	雑収入	農作業の受託収入（粗起こし、田植え、刈取りなど）、共済金、敷地料（電話会社や電力会社など）、中山間交付金の収入、農業関係の交付金・補償金・補助金などを計上する。	
経費	⑧	雇人費	農作業にかかる現金支払分や現物支給分を計上する。自分の作業代や家族に支払ったものは含まない。	
	⑨	小作料・賃借料	小作料、機械借料、ライセンスターやカントリーエレベーターの利用料、米など現物支給したものを計上する。	
	⑩	利子割引料	農業用の借入金の支払利息などを計上する。元金や農業以外のものは含まない。	
	イ	租税課	固定資産税 (農地・納屋等)	農地（田んぼや畑など）や納屋などの農業分を計上する。住居部分は除く。固定資産税の明細書をお持ちください。
			その他	軽自動車税、部会費、水利費などを計上する。所得税、住民税、国保税、国民年金保険料などは含まない。
	ロ	種苗費	米や野菜、花などの種、苗、苗木などの購入代を計上する。	
	ハ	素畜費	子牛やにわとりなどの購入代、購入のための諸費用などを計上する。	
	ニ	肥料費	化学肥料やたい肥などの購入代を計上する。	
	ホ	飼料費	子牛やにわとりなどの飼料代を計上する。	
	ヘ	農具費	取得価額が10万円未満の農具代を計上する。取得価額が10万円以上のものは減価償却費です。	
	ト	農薬衛生費	農薬や除草剤などの購入代を計上する。	
	チ	諸材料費	生産資材（ビニール、縄、支柱など）の購入代を計上する。生活費分は除く。	
	リ	修繕費	農業分の施設、農機具やトラックなどの修理代、農業分の車検代などを計上する。農業に関係ない住宅の修繕や車検代などは含まない。	
	ヌ	動力光熱費	電気料	農業分の電気代、水道代、ガソリン代、軽油代、灯油代、混合油代、オイル代を計上する。また、これらの動力光熱費のうち、生活費分は除く。
			動力一般	
			水道代	
			ガソリン	
		軽油・灯油		
		混合油・オイル		
ル	作業用衣料費	農作業などに必要な衣類、帽子、長靴、手袋などの購入代を計上する。生活用の衣料代などは含まない。		
ヲ	農業共済掛金	水稲、農業施設に対する共済掛金を計上する。生命保険の掛金、JA建更の積立部分は除く。		
ワ	荷造運賃手数料	出荷用資材（米袋など）の費用、農協や市場などの運賃・手数料などを計上する。		
カ	土地改良費	土地改良費のうち、必要経費分だけを計上する。		
ヨ				
タ				
レ				
ソ		上記のイ～カにあてはまらないもの（例：中山間交付金の経費など）をヨ～ソに計上する。		
ツ	雑費	上記以外で農業に関する経費を計上する。雑費の内訳がわかるようにする。生活費分は農業の経費になりません。		

家事消費・事業消費の内訳

■家事消費の米分と野菜分は次の計算により計上してください。

1. 米の家事消費（保有米、縁故米）について

保有米、縁故米の袋数④ _____ 袋 × 1袋当たりの販売単価⑤ _____ 円

④ × ⑤ = 米の年間の家事消費の金額 _____ 円 【R】

◆米の収穫量等

○年間の米の収穫量 _____ 袋

内訳 ・ 農協へ販売した量 _____ 袋

・ 農協以外へ販売した量 _____ 袋

・ 保有米、縁故米 _____ 袋④

・ 事業消費分 _____ 袋

【注意】

米の家事消費の金額【R】と野菜の家事消費の金額【V】を反対面の収入欄の【②家事消費欄の小計】に転記してください。

◆米の家事消費の計算方法

・ 米の販売金額（農協以外への販売分も含む）

(ア) _____ 円

・ 米の販売数量（農協以外への販売分も含む）

(イ) _____ 袋

・ 1袋当たりの販売単価

(ア) ÷ (イ) _____ 円⑤

2. 野菜の家事消費について

1人当たりの野菜の消費金額（年間）⑥ _____ 円 × 消費合計人数⑦ _____

⑥ × ⑦ = 野菜の年間の家事消費の金額 _____ 円 【V】

◆野菜の家事消費の計算方法

・ 1人当たりの消費金額（年間）

_____ 円 ⑥

世帯構成 消費実人員

大人 _____ 人

こども _____ 人

合計 _____ 人 ⑦

■次のような収入は、農業所得ではありませんので申告の際は注意してください。

●農協への出資に対する配当金は「配当収入」になります。

●農業委員手当、農協や共済組合の協力委員手当などは「給与収入」になります。